

業務提携契約書

株式会社Memento Mori(以下「甲」という)と (以下「乙」という) とは、
甲の行う紹介業に関し、以下の通り業務提携契約を締結する。

第1条(業務提携)

- 乙は、各種希望する者の情報を甲に提供する
- 甲は、各種希望する者に対して、当人の希望に添えるよう務める

第2条(機密保持)

- 乙は、甲に対し、希望者の情報を提供する場合、これに必要な情報(個人情報保護法に基づく情報提供の同意等)を本人から取得していることを保証する。
- 甲および乙は、本契約の存在および内容、前条の情報提供を通じて知り得た相手方の業務上の情報、求人企業に関する情報、並びに、希望者等の個人情報(以下「機密情報」という)について厳に機密を保持し、前条の業務提携の目的にのみ使用し、第三者に開示・提供しない。
- 甲および乙は、善良な管理者の注意業務をもって機密情報を管理し、その漏洩が生じないよう必要な措置を取る。
- 本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

第3条(報酬)

甲は、乙に対し、甲所定の報酬を支払う。報酬の基準は、成果報酬とし、いずれかの案件に対する契約、購入がなければ報酬は得られない。

第4条(支払方法)

- 前条の報酬の支払時期は、契約、購入月の翌月最初の平日とする。
なお、人材紹介に関して、基本的には(※2)転職者が求人企業に入社した月の3ヶ月後とする。
- 支払方法は乙の指定する銀行口座に振込送金することとし、振込手数料は乙が負担する。

第5条(特約店)

- 乙は、契約期間は6ヶ月更新とし、契約期間内に条約違反(※1)、月会費が未払いの場合、報酬は発生しない。2ヶ月分の会費は先払いとする。
- 特約店は500店で締め切る
- 契約内容の変更の可能性は状況によってありえる。
- 乙が、特約店を解約した場合、再契約はできない。

第6条(報告業務)

甲は、乙に対し、いつでも口頭・書面その他の方法で、第1条第1項の業務の進行状況について報告を求めることができる。

第7条(競業禁止)

- 乙は、本契約の有効期間中、甲以外の第三者との間で本契約と類似する業務に関する業務提携契約を締結したり、甲以外の第三者に対して希望者の情報を提供したりしてはならない
- 乙が前項に違反した場合、乙がその違反行為により甲以外の第三者から得た金額をもって、この違反行為により甲が被った損害金とみなす。

第8条(譲渡禁止)

甲および乙は、本契約に基づく債権を第三者に譲り渡したり、また、債務を第三者に引き受けさせたりしてはならない。

第9条(反社会的勢力の排除)

1.甲および乙は次の通り表明し保証する。

- ①自らまたはその役員・従業員が暴力団・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等の社会運動標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等,その他これらに準ずる者、または、これらと密接な関係を有する者(以下「反社会的勢力」という)でないこと。
- ②自らまたはその役員・従業員が反社会的勢力に協力・関与していないこと
- ③自らまたはその役員・従業員が、直接または第三者を介して、暴力的な要求行為・法的な責任を超えた不当な要求行為・脅迫的な言動または暴力を用いる行為・風説の流布または偽計もしくは威力を用いた信用毀損や業務妨害行為等を行っていないこと。

2.甲および乙は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除当事者は解除権行使により相手方に生じた損害を賠償する責めを負わない。

第10条(損害賠償)

甲および乙は、本契約に違反して相手方に損害を負わせた場合、その損害(合理的な弁護士費用を含む)を賠償する。

第11条(有効期間)

本契約の有効期間は契約日から半年とする。期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は半年更新され、その後も同様とする。

第12条(合意管轄)

何らかの事由で、会員との間で本契約に関する紛争が生じた場合、当社所在地の管轄する裁判所を所属管轄とします。

第13条(協議)

本契約に関する疑義や本契約に定めのない事項については、甲乙双方互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図る。

クーリングオフについて

入会金の、着金日翌日から、20日間は、書面により無条件に契約を解除することができます。

販売者から事実と異なることを告げられたり、威迫されたことによりクーリングオフできなかった場合、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む20日間は、クーリングオフできます。

[契約解除について]

契約の解除(クーリングオフ)に伴う損害賠償や違約金の請求は致しません。

クーリングオフがあった場合、商品代金および手数料は全額返金します。

クーリングオフは書面を発信した日(消印日付)から効力が発生します。

[お手続き]

ハガキに必要事項をご記入いただき、当社宛に郵送してください。

商品をお受け取りになられていた場合は速やかにご返品ください。

確認ができ次第、速やかに登録口座へ返金いたします。

(※1)概要書面4条4項「特約店の資格」に記載

(※2)人材紹介の報酬支払いに関して、企業により支払い時期が早まることもある。

株式会社Memento Mori

概要書面

本書面は、特定商取引に関する法律(第37条)により規定されている「概要書面」です。
参加をご検討されている方は、本書面をよくご覧いただき、
内容について十分に理解された上でご参加ください。

1. 本書面について

本書面は、株式会社Memento Mori(以下当社)のビジネス概要を記載した概要書面です。

本書面に記載している金額は、特に表記がない限り税込価格で記載しております。

2. 統括者の概要

社名	株式会社Memento Mori
CEO	元田 弘樹
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14番11号天翔オフィス赤坂502
連絡先	03-4500-7830

3. 特約店の活動

- ・特約店は、当社が定めた規約に従って活動し、実績に応じて報酬を受け取ることができます。
- ・特約店は、「特定商取引に関する法律」その他関連法律を遵守して活動を行なってください。

4. 特約店資格

- (1) 登録資格は20歳以上です。
- (2) 一定の資力を有する方で当社が適当と判断した方に限る。(学生は不可)
- (3) 以下に該当する方は、登録することができません。

- ・組織暴力団関係者
 1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団関係企業 4. 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 5. その他前各号に準ずる者
- ・成年被後見人、被保佐人
- ・過去に懲役または禁錮刑に処せられた方
- ・日本国内に在留資格のない外国籍の方
- ・以前に会員登録を行なっていて、何らかの理由で除名処分になった方
- ・クーリングオフ、および退会手続完了した方
- ・特約店として適格でない当社が判断した方

5. 申込方法

- (1) 本書面の内容について説明を受け、会員登録申請書をご記入・ご捺印の上、当社に郵送または手渡ししてください。
- (2) 入会費用を当社指定口座へお振込にてお支払いください。クレジットカードは対応していません。

[注意事項]

- ※概要書面をよく読み、内容を十分にご理解いただいたからお申込ください。また、申込手続きは必ずご本人が行なってください。
- ※入金確認が取れない場合や、登録申請が遅れた場合、会員登録が遅れる場合がございます。
- ※入金額が不足している場合や登録申請に不備がある場合は、登録できずに本人・紹介者などへ報酬が発生しないことがありますのでご注意ください。

6. 契約締結日

登録申請受付日、または入会費用の入金が当社にて確認された日のいずれかを契約締結日とします。
尚、当月扱いとは、毎月1日から月末の15時までに入会費用が着金確認ができた場合とします。

7. 特定負担

特約店登録するには、入会金のお支払いが必要です。
また報酬を受取るにも毎月会費のお支払いが必要です。

入会金：10,000円

月会費：4,980円

※登録時、月会費の2ヶ月分を先払いしていただきます。
※6ヶ月ごとの更新となります。

8. 支払い方法

銀行振込	銀行名：みずほ銀行 支店名：駒沢支店 支店番号：544 口座種別：普通 口座番号：1095327 名義：カ)メメントモリ
------	---

クーリングオフについて

入会金の、着金日翌日から、
20日間は、書面により無条件に
契約を解除することができます。

[契約解除について]

契約の解除（クーリングオフ）に伴う
損害賠償や違約金の請求は致しません。

クーリングオフがあった場合、
商品代金および手数料は全額返金します。

クーリングオフは書面を発信した日
(消印日付) から効力が発生します。

販売者から事実と異なることを告げられたり、
威迫されたことによりクーリングオフ
できなかった場合、改めてクーリングオフが
できる旨の書面を受領した日を含む
20日間は、クーリングオフできます。

[お手続き]

ハガキに必要な事項をご記入いただき、
当社宛に郵送してください。

商品をお受け取りになられていた場合は
速やかににご返品ください。

確認ができ次第、速やかに登録口座へ
返金いたします。

9.報酬

以下の各案件に関して、条件を満たすことで所定の報酬を得ることができます。

1.新規特約店紹介

新規特約店を紹介すると、1件につき、10,000円を取得できます。

2.企業紹介

転職者を当社に紹介し、その方が内定した場合に発生する売上の50%を取得できます。ただし、入社月の3ヶ月後となります。

3.自動車売買

購入者を当社に紹介し、その方が契約した場合、価格の1.5%を取得できます。

4.不動産(賃貸用物件)

売上の50%を取得できます。

5.不動産(投資用物件)

売上の30%を取得できます。

6.アプリ制作

制作初期費用の30%を取得できます。

シェア権利制度

特約店紹介5人達成(※アクティブ状態)でSランクとなり、特約店全体の総報酬額の一部を分配します(Sランクの代理店で人数割)

※年1回のみ

※基本事項

報酬支払日	翌月最初の平日
最低支払金額	3,000円(3,000円未満は繰越)
報酬支払方法	登録口座へ振込
源泉徴収	月間報酬金額が12万円を超える場合法律に基づき源泉徴収いたします。(法人会員は除く)

10.特約店規約

{遵守事項}

(1)当社のビジネス活動をする際、以下の事項を十分に説明してください。

- ・商品の種類、性能、品質に関する事項
- ・商品購入など、取引に伴う特定負担
- ・契約の解除(クーリングオフを含む)
- ・取引によって得られる報酬

・その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要事項
契約の締結について勧誘をする際、または契約の解除を妨げるために上記の事項について、故意に事実を告げず、不実のことを告げる行為をしてはいけません。
また、人を威迫して困惑させてはいけません。

(2)勧誘する際は、当社の特約店であること、当社のビジネスが特定商取引法に基づいていることを教えてください。

(3)登録手続きは必ず当社の人間が行います。

{禁止事項}

(1)勧誘する目的であることや商材の説明を行わずに勧誘すること。

(2)勧誘に先立って氏名や商品の詳細を明らかにせずに勧誘すること。

(3)勧誘する目的を告げずに、公衆の出入りしない場所に置いて勧誘を行うこと。

(4)事実と異なる説明をすること

(5)勧誘する際に、確実に儲かると断定的に相手に告げるなど、判断を誤らせる説明をすること。

(6)購入した商品の返品および登録の解除についての方法とその条件について、特に「クーリングオフ」についての権利と方法について説明しなかったり、事実と異なる説明をしたりすること。

(7)契約を締結させるためや、契約の解除を妨げようと相手を威迫し、困惑させる行為。

(8)会員登録しようとする方の判断に影響を及ぼす重要な項目について説明しないなど、事実と異なる言動をとること。

(9)長時間、もしくは不適当な時間に勧誘、紹介、推薦活動を行うこと。

(10)会員が独自に、当社が所有する商標(ロゴ)、商号を使用すること。

(11)不特定多数の方を対象としてインターネットやメディアなどを利用した広告書面を公表すること。

(12)特定商取引法、刑法、薬事法、消費者契約法等の関連法規に違反、または違反の疑いがある言動をとること。

(13)当社の許可無く、店頭やインターネットなどを利用して商品の転売をすること。

11.個人情報の取り扱い

(1)当社では、個人情報の保護について極めて重要なことと認識しており、会員のプライバシーを最大限に尊重し、その管理と保護を行い、継続的に改善・向上に努めます。

(2)個人を識別できる情報、および当該個人が購入した商品やサービス等の情報を「個人情報」と定義します。

(3)当社が把握しております会員の個人情報については以下のような目的で利用させていただきます。

- ・当社の商品、サービス、セミナー等の情報を提供するため。
- ・商品の発送、販売・マーケティング活動のため。
- ・宣伝物、印刷物の送付、営業活動のため。

(4)以下の場合には、会員登録が完了した後、会員番号・氏名・住所・電話番号・購入実績・返品履歴等の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- ・当社の商品、サービスを提供する場合。
- ・裁判所・警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面での照会があった場合。

(5)会員は当社に登録したことで知り得た個人情報などを自己の責任において管理し、第三者に漏洩または不当な目的のために利用してはいけません。

(6)本人から、自己の個人情報について開示、変更、追加、削除または、利用停止、消去、第三者提供の停止などの要請があった場合は、これに遅滞なく対応します。

12.会員資格の解除・退会

(1)会員は、書面に登録情報(氏名・住所・電話番号)と退会する旨を記入の上、当社へ提出(郵送または手渡し)することによりいつでも退会できます。

(2)以下に該当する場合は当社の判断で会員登録を解除します。

- ・当社の名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為を行なった場合。
- ・刑法、特定商取引に関する法律、薬事法等の関連法規に違反し、反社会的行為があった場合。
- ・健全なビジネスを営む上で当社が不適当と認めた場合。
- ・当社の定める禁止行為を行なった場合。
- ・当社に虚偽の申告をした場合。

13.各種変更に伴う手続き

(1)会員は、登録情報に変更がある場合は、変更前と変更後の情報を記入の上、当社に申請してください。

14.返金に関して

クーリングオフがあった場合、お支払いした報酬を全額返金いたします。

15.確認事項

当社は、会員に事前に通知することなく、本契約の改定、プランの変更等を行うことができるものとします。会員は、当社からの通知をもって、これを承諾したものとします。

必ず下記の記入欄へご自身の情報を記入し、参加をご検討されている方へ本書面を交付の上、ビジネス内容を説明します。

氏名		電話番号	
住所			